

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第15号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(施設の名称)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる業務を行う施設の名称は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>業 務</th><th>施 設 の 名 称</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>センター条例第2条第4号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td>センター条例第2条第5号に掲げる業務</td><td>かがわ総合リハビリテーション こども発達支援センター</td></tr><tr><td>センター条例第2条第6号に掲げる業務</td><td>略</td></tr></tbody></table>	業 務	施 設 の 名 称	略		センター条例第2条第4号に掲げる業務	略	センター条例第2条第5号に掲げる業務	かがわ総合リハビリテーション こども発達支援センター	センター条例第2条第6号に掲げる業務	略	<p>(施設の名称)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる業務を行う施設の名称は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>業 務</th><th>施 設 の 名 称</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>センター条例第2条第4号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td>センター条例第2条第5号に掲げる業務</td><td>略</td></tr></tbody></table>	業 務	施 設 の 名 称	略		センター条例第2条第4号に掲げる業務	略	センター条例第2条第5号に掲げる業務	略
業 務	施 設 の 名 称																		
略																			
センター条例第2条第4号に掲げる業務	略																		
センター条例第2条第5号に掲げる業務	かがわ総合リハビリテーション こども発達支援センター																		
センター条例第2条第6号に掲げる業務	略																		
業 務	施 設 の 名 称																		
略																			
センター条例第2条第4号に掲げる業務	略																		
センター条例第2条第5号に掲げる業務	略																		
<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>の施設入所支援に係るものにあつては40人とし、<u>同条第13項</u>の自立訓練に係るものにあつては56人とし、<u>同条第14項</u>の就労移行支援に係るものにあつては24人とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 かがわ総合リハビリテーションこども支援施設の入所定員は、<u>25人</u>とする。</p> <p>4 <u>かがわ総合リハビリテーションこども発達支援センターの利用定員は、35人とする。</u></p> <p>5 略</p>	<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 かがわ総合リハビリテーション成人支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第11号</u>の施設入所支援に係るものにあつては40人とし、<u>同条第13号</u>の自立訓練に係るものにあつては56人とし、<u>同条第14号</u>の就労移行支援に係るものにあつては24人とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 かがわ総合リハビリテーションこども支援施設の入所定員は、<u>25人</u>とし、<u>通所定員は、35人</u>とする。</p> <p>4 略</p>																		

別表（第5条、第9条関係）

1 略

2 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料

サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。

略

3～5 略

別表（第5条、第9条関係）

1 略

2 サービス事業所（療養介護）、肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料

サービス事業所（療養介護）、肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。

略

3～5 略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。